

第2章

共済組合の年金制度

1	年金の概要	19
2	老齢給付	21
	(1) 老齢厚生年金（経過的職域加算額含む。）	21
	ア 本来支給の老齢厚生年金	21
	イ 特別支給の老齢厚生年金	22
	ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例	22
	（ア）障害者特例	22
	（イ）長期加入者の特例	23
	（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額	23
	(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給	24
	(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給	25
3	障害給付	27
	(1) 障害厚生（共済）年金	27
	(2) 障害手当金（一時金）	28
4	遺族給付	29
	(1) 遺族厚生年金	29
	(2) 遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止	29
5	年金払い退職給付（退職等年金給付）	30
	(1) 退職年金	30
	ア 終身退職年金	30
	イ 有期退職年金	30
	ウ 退職年金の支給の繰上げ	31
	エ 退職年金の支給の繰下げ	31
	オ 受給権者が死亡したとき	31
	(2) 公務障害年金	31
	(3) 公務遺族年金	31
6	年金の支給	32

7	年金額の支給調整	33
	(1) 年金支給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止	33
	(2) 雇用保険の給付を受ける方の調整	34
	ア 失業給付の基本手当	34
	イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）	34
8	退職後の年金制度への加入	35
9	離婚時の年金分割制度	36
	(1) 合意分割	36
	(2) 第3号被保険者期間の分割	36
10	ワンストップサービス	37
	(1) 年金相談	37
	(2) 年金情報（ねんきん定期便）の提供	37
	(3) 年金請求の受付手続	37
	(4) 年金受給権者の届出手続	37
11	年金額等のお知らせ	38
	(1) 年金見込額	38
	ア ねんきん定期便	38
	イ インターネット	38
	(2) 「年金払い退職給付」の積立額を確認できます	38
12	年金待機者登録の手続の流れ	39
13	年金に関する手続の流れ	42
	(1) 老齢厚生年金	42
	(2) 障害厚生（共済）年金	46
	(3) 遺族厚生（共済）年金	47
	(4) 年金払い退職給付	47
14	年金受給後に手続が必要となる場合	48
	(1) 住所、氏名または金融機関の変更をするとき	48
	(2) 再就職したとき（議員になったときも含む。）	48
	(3) 年金受給者に一身上の異動があったとき	49
	(4) 年金証書をなくしたとき	49
15	2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続	50
16	年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算	52
	令和4年4月1日から年金制度が変わります	54

・長期給付の種類

給付の種類	共済組合の年金	国民年金
老齢給付	老齢厚生年金（経過的職域加算額）	老齢基礎年金
年金払い退職給付 （退職等年金給付）	退職年金（終身退職年金・有期退職年金） 公務障害年金 公務遺族年金	
障害給付	障害厚生年金（公務上・公務外） 障害手当金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金（公務上・公務外）	遺族基礎年金

・年金の併給調整

公的年金制度は「1人1年金」が原則です。年金受給権が複数ある場合は「年金受給選択申出書」を提出していただきます。（選択替え可能）

・年金額の算出基礎

組合員期間 ————— 加入していた月数

算出基礎

- (1) 昭和56年4月1日～平成15年3月31日までの組合員期間に係る平均給料月額
- (2) 平成15年4月1日～平成27年9月30日までの組合員期間に係る平均給与月額（期末手当等含む）
- (3) 平成27年10月1日以降の組合員期間に係る平均標準報酬額（標準期末手当等含む）

組合員期間に応じて、上記(1)～(3)で算出した年金額を合計して支給することとなります。また、(1)(2)の組合員期間を有する方には、厚生年金部分と同時に、経過措置として職域年金部分も併せて計算されます。

なお、年金払い退職給付は、公務員独自の年金制度となりますので、別個の年金として計算されます。

・年金支給



※令和2年4月1日以降は、公立学校共済組合の組合員になりました。

公務員として勤務した年金は、退職した時の所属していた共済組合から支給します。
(②+③+④)

ワンストップサービス（P37参照）により他の実施機関の請求受付をどの窓口でも行えますので、講師として加入していた厚生年金被保険者期間（①）の請求も同時に行うことができます。（現職組合員は、原則和歌山支部へ請求書を提出してください。）

ただし、決定（裁定）、支給は各実施機関で行います。

・年金の請求

年金は、自動給付ではありません。請求書等一件書類を実施機関に提出してください。時効は給付事由が生じた日から5年です。

2 老齢給付

(1) 老齢厚生年金（経過的職域加算額含む。）

老齢厚生年金は、退職後の所得を保障するために支給される年金です。（そのうち一定の要件を満たした方が60～64歳で受給できるものを特別支給の老齢厚生年金といいます。）

ア 本来支給の老齢厚生年金

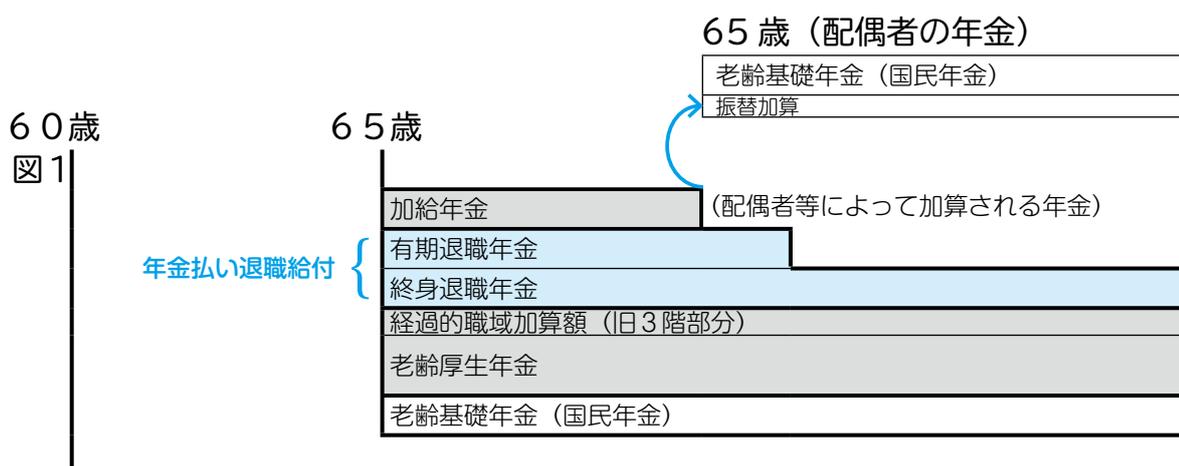
本来、年金は65歳から受給することができ、その部分を老齢厚生年金といいます。

・支給要件

- a 65歳以上であること
- b 厚生年金被保険者期間があること（P19 参照）
- c 受給資格期間が10年以上であること（※1 参照）

※1 厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間をいいます。

法改正のため平成29年8月より、「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。



が老齢厚生年金に該当する部分になります。

が新3階部分になり、施行日以降に加入した期間が支給されます。

は日本年金機構から支給されます。

図1の場合、年金制度加入期間が共済組合のみの方の年金証書は、「老齢厚生年金」「退職共済年金（経過的職域加算額）」「年金払い退職給付」「老齢基礎年金」の4種類です。

加給年金（配偶者または子の年金）

加給年金とは厚生年金被保険者期間が20年以上である者が満額支給の年金を受給した時または65歳に達した時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者（収入が850万円（所得金額655万5千円）未満かつ、年金を受給していないこと）や18歳に達した日の属する年度末までの間にある子または20歳未満の障害状態が1～2級にある子がいるときに加算されるものです。

※ 加給年金の対象となる配偶者が、障害給付または加入期間20年以上の老齢給付の受給権がある場合は、加給年金の支給が停止されます。

☞ 昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が65歳で受けることとなる老齢基礎年金に、一定の要件により『振替加算』が加算されます。（詳細は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。）

☞ 令和元年10月より「年金生活者支援給付金」という制度が開始されました。

当該給付金については、日本年金機構が審査決定や支給事務を行います。支給には「前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下であること」等の複数の要件がありますので、ご自身が支給対象になるか否か等は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。

（前年の年金収入額に障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。）

イ 特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は本来65歳から支給されるものです。しかし、一定の要件を満たせば、65歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」を受けることができます。なお、一般厚年
被保険者（民間会社等の厚生年金）の女性の支給開始年齢とは異なります。

- ・支給要件
 - a 支給開始年齢（表1）以上であること
 - b 厚生年金被保険者期間が1年以上であること
 - c 受給資格期間が10年以上であること（P21 ※1 参照）

表 1

生年月日	特別支給	65歳～ 本来支給
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 特別支給の老齢厚生年金の場合は、経過 的職域加算額（旧3階部分）とに分かれて 2つ支給されます。 </div> <div style="text-align: center;"> 63歳 ↓ </div>	加給年金（配偶者等によって加算される年金）
		年金払い退職給付
		経過的職域加算額（旧3階部分）
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	<div style="text-align: center;"> ↑ 特別支給の老齢厚生年金 </div> <div style="text-align: center;"> 64歳 </div>	加給年金（配偶者等によって加算される年金）
		年金払い退職給付
		経過的職域加算額（旧3階部分）
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日 ～	<div style="text-align: center;"> ↑ 特別支給の老齢厚生年金 </div>	加給年金（配偶者等によって加算される年金）
		年金払い退職給付
		経過的職域加算額（旧3階部分）
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）

■ は、共済組合から支給され、□ は、日本年金機構から支給されます。
 ■ は、新3階部分になり、施行日以降に加入した期間を共済組合から支給します。

☞ 加給年金（配偶者等によって加算される年金）についてはP21をご覧ください。

☞ 昭和29年10月2日～昭和36年4月1日生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の支給が決定すると「特別支給の老齢厚生年金」と「退職共済年金（経過的職域加算額）」の2種類の年金証書が届きます。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例

特別支給の老齢厚生年金には障害者特例と長期加入者の特例という制度があります。退職している方がそれぞれの支給要件に該当した場合は、特例請求することができます。
 この特例は、昭和36年4月1日以前生まれの人が対象となります。

（ア）障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに請求できます。

- ・障害者特例の支給要件
 - a 被保険者でないこと
 - b 障害等級1級から3級までの障害状態にあり、特例の請求を行うこと
- ☞ 組合員である間に初診日のある傷病に限りません。

・障害者特例の請求方法

障害者特例を請求する場合、以下の2つのパターン（Ⅰ～Ⅱ）があります。

Ⅰ すでに障害厚生（共済）年金の受給権をお持ちの方

⇒ 共済組合本部から「老齢厚生年金障害者特例・繰上げ調整額請求書」を送付いたしますので、特別支給の老齢厚生年金請求書類と併せて提出してください。

Ⅱ 公立学校共済組合で障害程度の認定を受けていない方

⇒ 障害者特例が請求できるかを事前に確認する必要がありますので、和歌山支部に相談してください。

傷病名や初診日等を確認させていただいたうえで、今後の手続について案内します。

（イ）長期加入者の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに発生します。

・長期加入者の特例の支給要件

- a 被保険者でないこと
- b 組合員期間が44年以上あること

・長期加入者の特例の請求方法

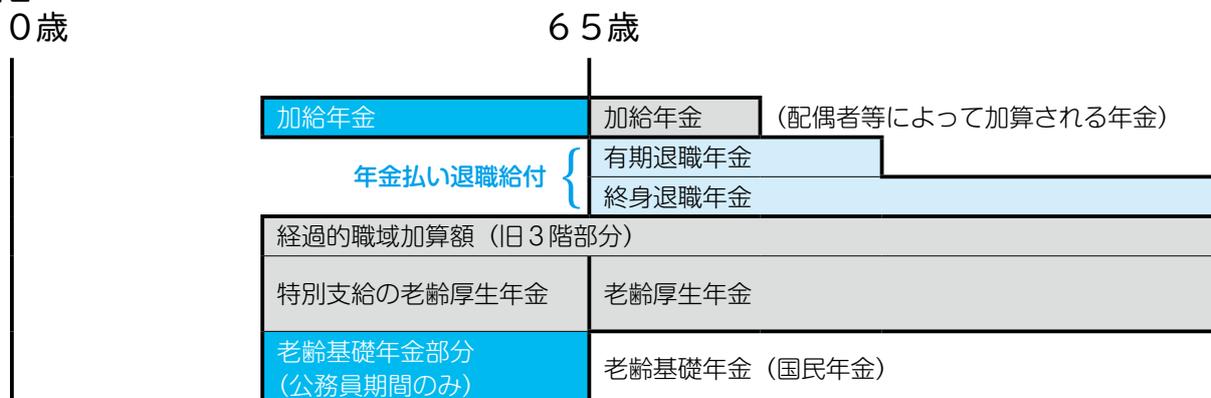
特別支給の老齢厚生年金請求書の提出のみでほかの手続は不要です。

（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額

特別支給の老齢厚生年金と同時に老齢基礎年金部分（公務員期間分のみ）及び、加給年金（対象者がいる場合）が受給できます。（図2参照）

なお、支給開始年齢につきましては、P22の表1でご確認ください。

図2
60歳



■は、特別支給の老齢厚生年金の特例に該当する部分です。

■は、共済から支給され、□は日本年金機構から支給されます。

■は、新3階部分になり、施行日以降に加入した期間分を、共済組合から支給されます。

☞加給年金（配偶者等によって加算される年金）についてはP21をご覧ください。



(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給

年金受給要件を満たした方が、60歳に達した以降、希望すれば年金を繰り上げて請求することができます。ただし、一度請求すると繰上げを取り消すことはできませんので、十分にご検討ください。

なお繰上げ請求については、以下の留意事項があります。

- ☞ 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全ての年金が減額支給となります。)
- ☞ 年金払い退職給付についても、別途繰り上げて受給できます。

・留意事項

- a 年金額は繰り上げた月数1ヵ月あたり0.5%が減額され、減額は生涯続きます。
- b 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全て減額支給となります。)
- c 平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額も同時に繰上げ請求する必要があります。(計算方法は下記の計算式と同じです。)老齢厚生年金の繰上げ支給の請求書によって、併せて請求することとなります。
- d 在職中でも請求できますが、原則として支給停止されます。
- e 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。
- f この制度を利用すると、事後重症(P27参照)による障害厚生(共済)年金などの請求はできません。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{繰上げ請求後の老齢厚生年金受給額} \\ = & \text{老齢厚生年金額} \times (1 - 5 / 1000 \times \text{繰上げする月数}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{繰上げ請求後の老齢基礎年金受給額} \quad (\text{※最大30\%減額}) \\ = & \text{老齢基礎年金額} \times (1 - 5 / 1000 \times \text{繰上げする月数}) \end{aligned}$$

例 昭和36年6月11日生まれの方が、61歳からの繰上げ支給を希望した場合

受給開始年齢 65歳

老齢厚生年金 約150万円

老齢基礎年金(国民年金) 約70万円

65

老齢厚生年金	←150万
老齢基礎年金(国民年金)	←70万



61歳からの繰上げ支給を希望した場合

老齢厚生年金 約114万円

老齢基礎年金(国民年金) 約53万円

61

65

老齢厚生年金	老齢厚生年金	←114万
老齢基礎年金(国民年金)		←53万



(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給

「老齢厚生年金」は65歳から受給することができます。ただし、本人の希望により、65歳に達したときには請求せず、66歳以降に繰下げを申し出ることにより、その翌月分から繰り下げた期間に応じて計算した加算額を加算した年金を受け取ることができます。

☞ 特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度はありません。

・繰下げ加算額

原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、繰り下げた月数1カ月あたり0.7%の増額率を乗じて計算します。

65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は年金の支給はありません。また、加給年金額は繰下げ待機中には受給することができず、繰下げ加算額の計算の対象にもなりません。

☞ 在職中（公務員、会社員等）での年金の支給停止（在職停止）される部分については、増額の対象外となります。

・次に該当する方は、繰下げの申出を行うことができません

- a 66歳到達前に遺族や障害の年金（障害基礎年金を除く。）の受給権を有している方
- b 他の公的年金制度による、65歳から支給の老齢厚生（退職共済）年金を既に受給している方
- c 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を繰り上げて受給している方

・留意事項

- a 他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げの必要があります。
- b 平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」も老齢厚生年金と同様の条件で繰下げ申出を行うこととなります。
- c 老齢厚生年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る年金払い退職給付は、それぞれ別の希望月で請求（繰下げ申出）することができます。
- d 繰下げ支給の老齢厚生年金は、最大60月まで繰下げ待機することができます。70歳到達日以後に受給の申出をした場合、請求時期に関わらず、70歳到達時点での増額率になり、70歳まで遡って年金が決定支給されることとなります。なお、75歳到達後に受給の申し出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{本来支給の老齢厚生年金額} \times (1 + 7 / 1000 \times \text{繰下げの月数}) \\ = & \text{繰下げ請求後の老齢厚生年金受給額} \end{aligned}$$

老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続

年金受給を希望する場合、年金受給希望対象月の前月に請求書を提出しなければなりません。(請求書の受理日の翌月から年金が支給されます。)

どの実施機関(日本年金機構、共済組合等)でも手続ができますので、受給を開始したい月の1ヵ月前にご希望の窓口にお問い合わせください。ただし退職後6ヵ月以内に請求を希望の場合のみ、公立学校共済組合和歌山支部へご連絡下さい。

※ 繰上げ請求の場合は、全ての年金が減額となります。(P24 参照)

3 障害給付

(1) 障害厚生（共済）年金

組合員が在職中の病気やけがで、障害の状態になったときは、年齢に関係なく、年金または障害手当金（一時金）が支給されます。障害厚生（共済）年金の年金額は、公務等による傷病（公務または通勤による傷病）と公務等によらない傷病では異なります。

なお、請求方法は障害認定日請求と事後重症請求の2つがあります。

また、障害厚生（共済）年金は在職中も、厚生年金部分のみ支給されます。

・支給要件

- a 厚生年金被保険者期間に初診日（※1）があること
（原則として、初診日が属する実施機関において決定）
- b 保険料納付要件を満たしていること
- c 障害認定日（※2）または、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること

※1 初診日：病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※2 障害認定日：原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、初診日から1年6ヵ月以内に下記の状態になった場合は障害認定日が異なります。

特例症例

- ・ 上肢、下肢を離断又は切断したもの
- ・ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの
- ・ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの
- ・ 人工透析療法を施したもの
- ・ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの
- ・ 喉頭全摘出手術を施したもの
- ・ 心臓再同期医療機器、除細動器機能付き心臓再同期医療機器を装着したもの
- ・ 新膀胱造設術を施したもの
- ・ 人工肛門、又は尿路変更術を施したもの
- ・ 在宅酸素療法を行っているもの
- ・ 遷延性植物状態であるもの
- ・ 脳血管疾患による機能障害のもの
- ・ 人工骨頭又は人工関節を挿入置換したもの

☞ 障害等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。（障害程度の認定請求をしていただき、本部の専門医が決定します。）

☞ 障害等級1・2級に認定された場合、障害厚生年金と同時に障害基礎年金を受給することになります。

・障害認定日請求

障害認定日まで遡って年金を受給することができます。認定日から年金請求日までの期間が1年未満の場合は認定日時点の診断書が1枚、1年以上の場合は認定日時点と現況の診断書の2枚が必要であり、認定日時点の症状で審査します。

・事後重症請求

事後重症請求の場合、請求書を和歌山支部で受け付けた翌月分から受給でき、現況の診断書で審査します。

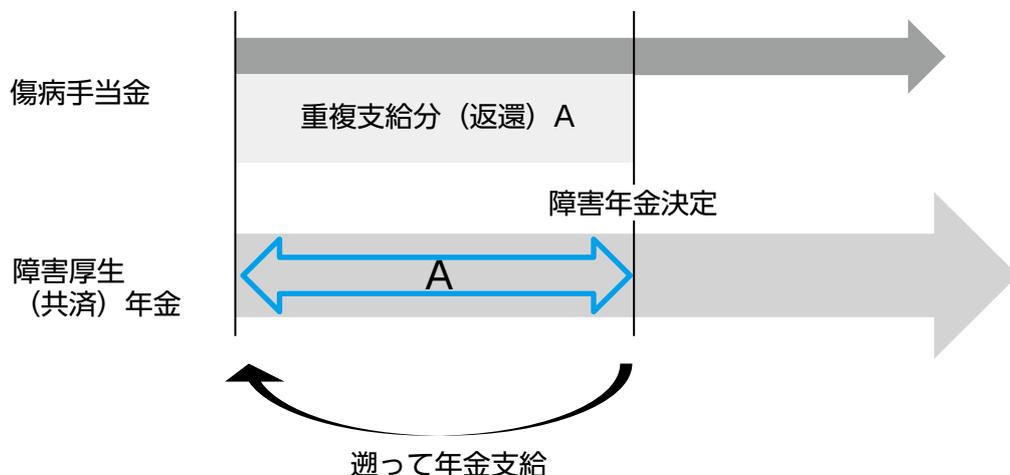
また、在職中に初診日があり、かつ障害認定日（初診日から1年6月経過した日またはそれ以前に症状が固定した日）に1～3級に該当しなかったが、その後症状が悪化した場合65歳に達する日の前日までに、初診日時点で加入していた実施機関（ただし、初診日が共済組合の組合員期間にある場合は、最後に加入した共済組合）へお問い合わせください。

・障害厚生（共済）年金と短期給付の傷病手当金（P 16）との調整

同一の傷病について障害厚生（共済）年金（障害基礎年金）の支給を受けることができる場合、障害厚生（共済）年金と傷病手当金の調整が必須となります。



☞ 傷病手当金を受給している組合員で、後に障害厚生（共済）年金等が決定された場合、支給が重複している期間が発生しますので、その期間の障害年金相当金額を返還してもらうこととなります。



(2) 障害手当金（一時金）

・支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。ただし、下記のいずれかに該当する場合は支給されません。

- 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていないとき
- 厚生年金保険の年金給付の受給権があること（障害等級3級以上に該当しなくなつて3年を経過した人を除く）
- 国民年金の給付または共済組合等の年金給付の受給権があるとき
- 同じ傷病・けがで地方公務員災害基金（労災保険）による障害補償給付、労働基準法による障害補償、船員保険法による障害給付などを受けられる者

4 遺族給付

(1) 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者の死亡後、遺族に支給される年金です。

障害厚生年金同様公務等による死亡と公務等によらない死亡では年金額は異なります。

・支給要件

- a 次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。
- ① 厚生年金被保険者が死亡したとき
 - ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
 - ③ 障害等級の1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき
 - ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき
- b **遺族**として受給すべき該当者がいること

組合員又は、組合員であった者の死亡当時、その者により生計を維持されていた者のうち恒常的な収入が850万円（所得金額655万5千円）未満（5年以内に定年退職により850万円未満となることが明らかな者を含む。）に該当する下記（第一～第四順位）の者になります。

第一順位 配偶者^{※1} 及び子^{※2}

第二順位 父母^{※1}

第三順位 孫^{※2}

第四順位 祖父母^{※1}

※1 遺族厚生年金は、55歳以上の者が対象になります。（妻は年齢条件なし）

※2 18歳に達した日の属する年度末までの間にある者または20歳未満で障害等級1～2級の状態にある者が対象になります。

・注意事項

遺族に該当する者が、夫・父母・祖父母の場合、遺族厚生（共済）年金は60歳まで支給停止になります。ただし、遺族基礎年金を受給する夫については、遺族厚生（共済）年金も支給されます。

遺族基礎年金は、残された子または子のいる配偶者に支給される年金です。

なお、遺族に該当する者が30歳未満の妻の場合、夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がないときは、遺族厚生年金は5年を経過すると打ち切られます。

(2) 遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止

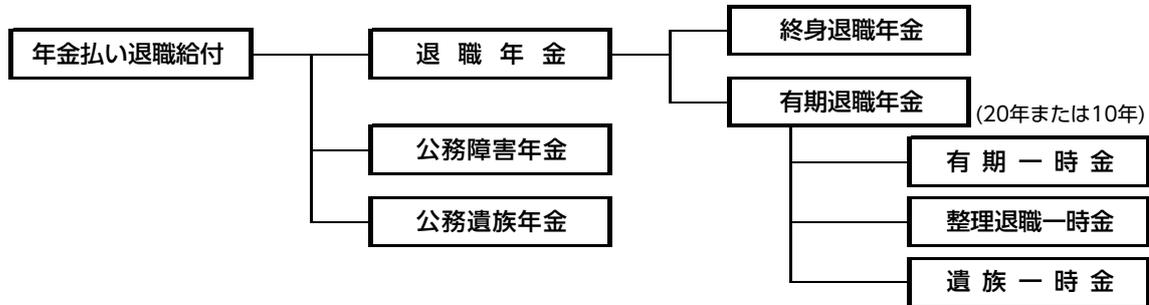
平成27年10月1日以後に死亡した者の遺族厚生年金については、同順位の遺族がいない限りは消滅します。

5 年金払い退職給付（退職等年金給付）

施行日以降、共済年金の職域年金部分が廃止され、新たな3階部分として年金払い退職給付が創設されました。

年金払い退職給付は、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3つの給付があります。

保険料は標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。



(1) 退職年金

65歳から受給できる給付で、積立てた給付算定基礎額をそれぞれ1/2（組合員期間が10年未満のときはそれぞれ1/4）にし、有期退職年金と終身退職年金として、受給します。

(P31 図3 参照)

・支給要件

- 1年以上の引き続く組合員期間があること（平成27年10月以前の組合員期間含む。）
- 65歳に達していること
- 退職していること

ア 終身退職年金

終身にわたり受給できる年金です。

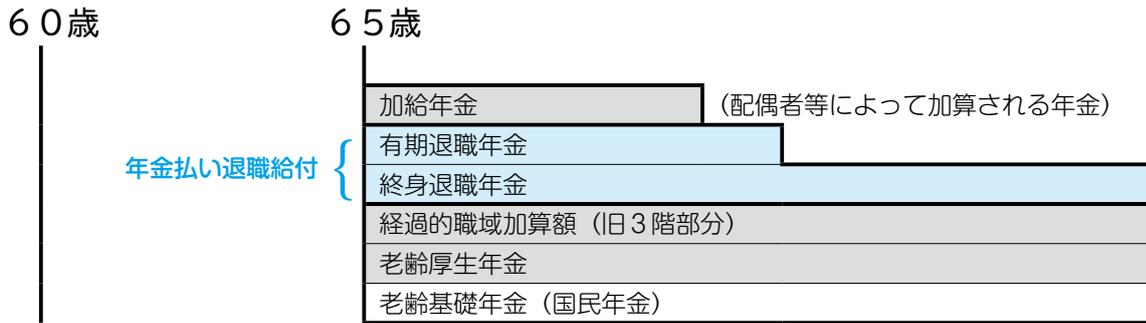
イ 有期退職年金

請求の際に、20年、10年もしくは一時金（有期一時金）のいずれかの支給期間を選択し、受給します。



- ☞ 一時金（有期一時金）を選択する場合、退職手当等とみなす一時金として退職所得の課税対象となりますので、退職した年の所得として退職手当等の額と合算して税額を計算しなされます。「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要となります。
- ☞ 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分又は、これに相当する処分を受けて退職した場合、当座の生活を保障するため、有期年金部分を整理退職一時金として支給します。
- ☞ 本人（組合員期間1年以上を有する者）死亡の場合は、有期退職年金の残余部分を遺族に遺族一時金として支給します。

図3



ウ 退職年金の支給の繰上げ

退職年金の受給要件を満たし、60歳以上65歳未満であれば、繰上げて請求することができます。ただし、給付算定基礎額は繰上げの請求をした日までとなります。



令和4年4月1日から改正 P55 参照

エ 退職年金の支給の繰下げ

退職年金の受給権者である者が、請求をしていない場合に、70歳に達する日の前日までの間であれば、繰下げて請求することができます。この場合の、給付算定基礎額は繰下げの申出をした日までとなります。

☞ 退職年金の繰上げ又は繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

オ 受給権者が死亡したとき

終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族（P29 参照）に一時金として支給されます。

(2) 公務障害年金

・ **支給要件** 次の全てを満たすことが必要です。

- 公務による傷病により障害状態となったこと
- 公務による傷病の初診日において組合員であること
- 障害認定日において、その公務による傷病により、障害等級1級から3級に該当する障害状態であること

・ **留意事項**

- 全額終身年金として支給されます。
- 組合員である間は、全額支給停止されます。
- 障害の程度が変わった場合は、年金額が改定されます。
- 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

(3) **公務遺族年金** 次のいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

- 組合員が公務による傷病により死亡したとき
- 退職後、組合員であった者が、組合員期間中に初診日がある公務による傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
- 障害等級1級または2級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった公務による傷病により死亡したとき

6 年金の支給

年金支給の対象となる月は、受給権発生日の翌月分からとなります。

2月、4月、6月、8月、10月そして12月の支給期月の15日に、その支給期月の前月までの2ヵ月分の年金を受給します。

15日が土曜日であれば、14日に支給されます。15日が日曜日であれば13日に支給されます。

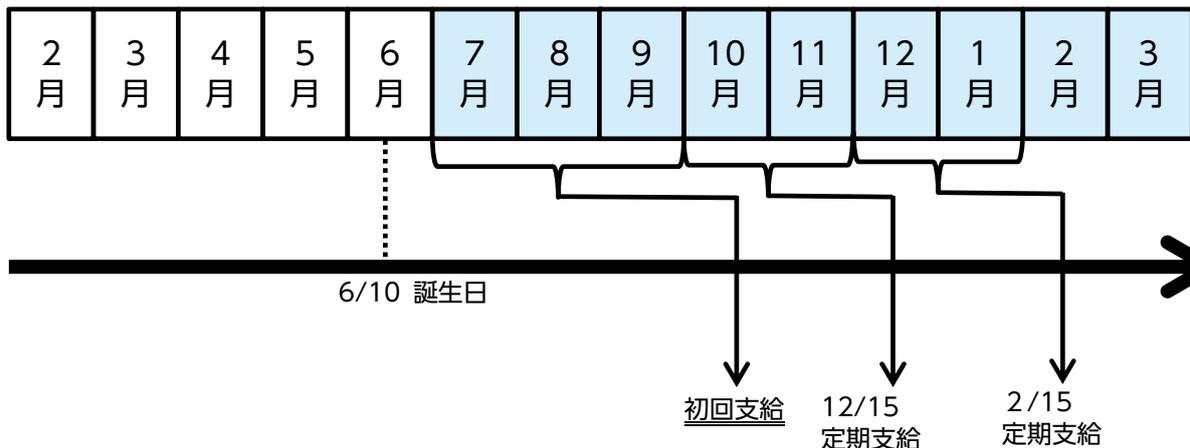
ただし、初回支給日は年金決定後（請求書を提出した約3～4ヵ月後）の支給となりますので、必ずしも、定期支給日に支給されるとは限りません。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

たとえば、昭和36年（1961年）6月10日生まれの方であれば、令和8年（2026年）7月分から老齢厚生年金を受給することになります。

2026年

2027年



被用者年金一元化により、他の公的年金機関と情報交換を行いますので、本部で受付した日から年金決定まで、3～4ヵ月ほど時間を要します。

なお、初回は決定した時点で支給しますので、偶数月の15日支給とは限りません。

7 年金額の支給調整



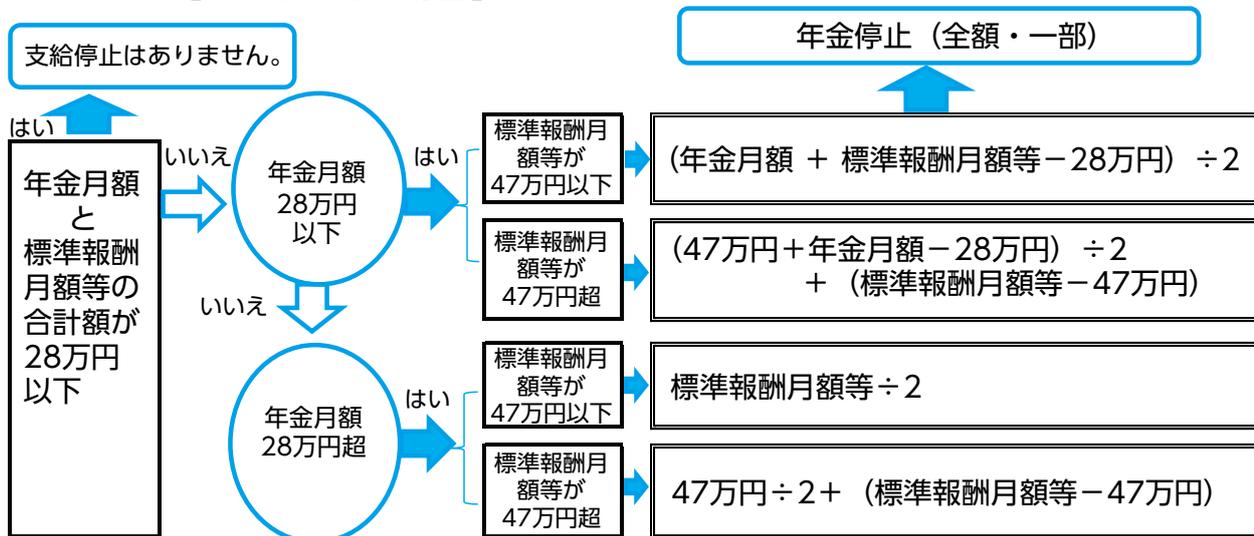
令和4年4月1日から改正 P54 参照

(1) 年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止

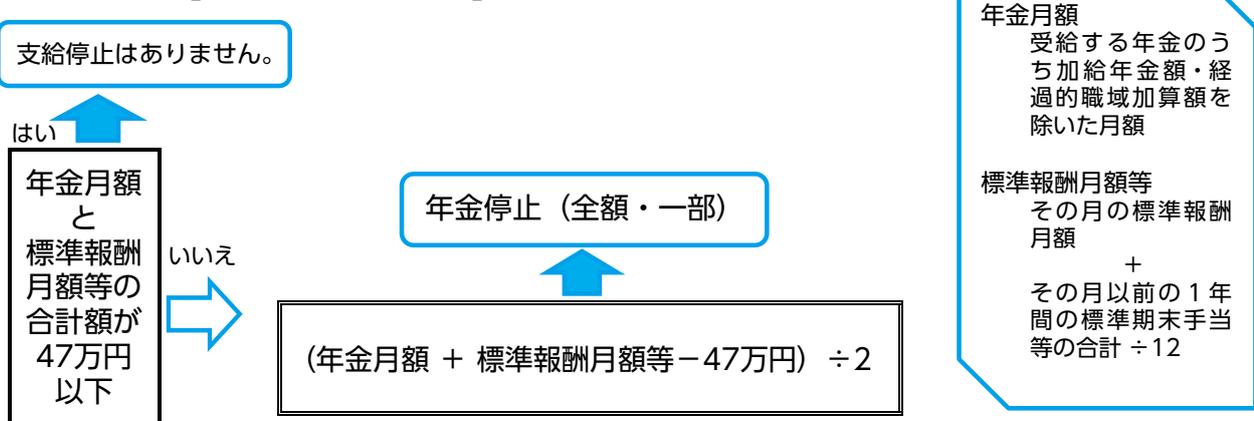
以下の算式により、在職中の年金の全額、一部が支給停止となります。

2つ以上の種別の厚生年金を受けている場合は、年金額を合算して支給停止額を計算します。
ただし、老齢基礎年金の調整は行われません。

【65歳未満の場合】



【65歳以上の場合】



※標記金額（28万円・47万円）は今後変動することがあります。

加給年金額が支給される場合で、年金の一部が支給停止の場合は加給年金額が減額されず支給されますが、全額が支給停止となる場合には、加給年金額も支給されません。
加給年金（配偶者または子の年金）については、P21、P43 参照

- ☞ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金額の調整は行われません。
- ☞ 年金月額のうち、経過的職域加算額（旧3階）は、再就職（私学共済、一般企業等）のときは支給されますが、再任用等（国、地共済加入）のときは全額支給停止となります。
- ☞ P52 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算を参照してください。

(2) 雇用保険の給付を受ける方の調整

65歳未満の年金受給者の方が雇用保険の給付を受けることになったときで、以下に該当する場合は年金の支給が停止されます。

・対象となる年金

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金
繰上げ支給の老齢厚生（退職共済）年金

・雇用保険の給付の種類・調整

ア 失業給付の基本手当

離職後に公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行い、基本手当を受けることになると、対象となる方の年金は、求職申込みをした日の属する月の翌月から受給が終了した月まで全額支給停止されます。

公共職業安定所に求職の申込みをする前に、基本手当の額を確認し、年金額と比較したうえで、どちらを受給するか選択するようお勧めします。

イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）

再就職したことにより、高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職中の支給停止に加えて、一部支給停止されます。

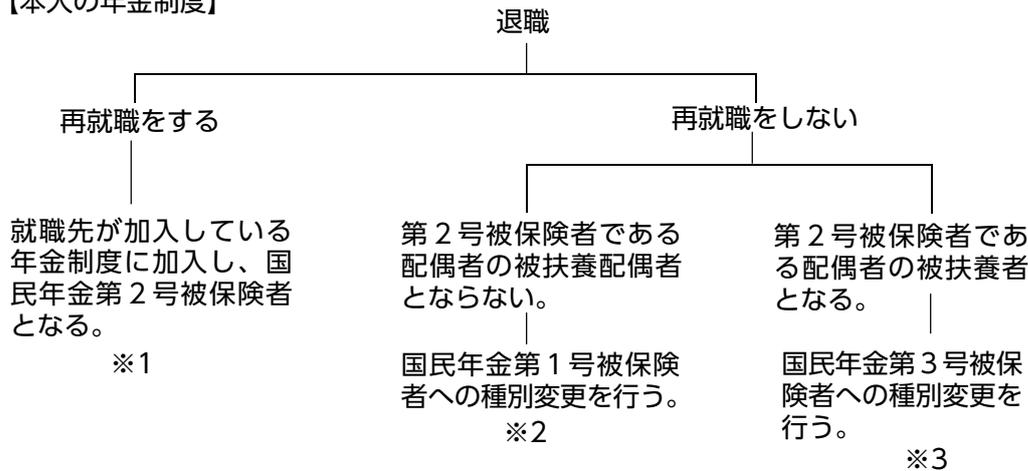
- ☞ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者で、原則として60歳以降の賃金（給与等）が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。（詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。）
- ☞ 失業給付等を受給するようになった場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当（消滅）届書」を共済組合本部へ提出してください。（用紙は、年金請求書とともに送付されます。また公立学校共済組合本部ホームページにも掲載されています。）

8 退職後の年金制度への加入

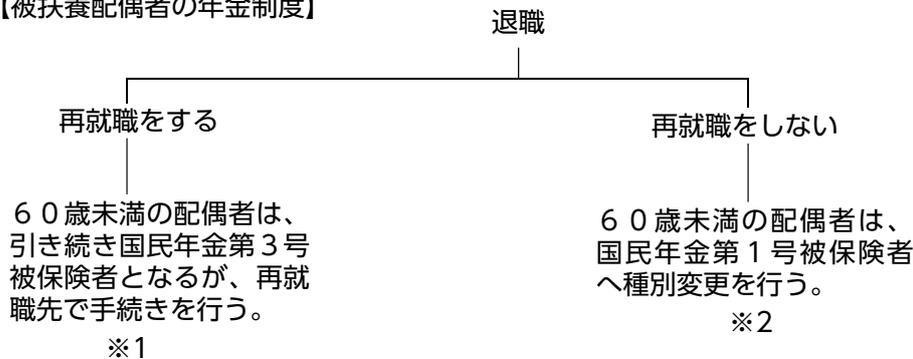
- ① 国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっています。60歳未満で組合員本人が退職したときは、国民年金の加入手続をしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者(20歳～60歳未満)となっていたときは、組合員本人が退職することによって第3号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

☞ 任意継続組合員になっても、共済組合の短期(医療)部分しか当てはまらず、長期(年金)部分はどこにも加入していないので、国民年金等に参加してください。

【本人の年金制度】



【被扶養配偶者の年金制度】



※1 再就職先で手続が必要です。

※2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所(裏表紙参照)で手続が必要です。

※3 配偶者の就職先で手続が必要です。

国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号および第3号に該当しない人	保険料は、本人が納付します。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(65歳以上で老齢年金を受ける人を除く。)	保険料は、加入している共済組合等(実施機関)が一括して拠出します。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人	保険料は、第2号被保険者が加入する共済組合等(実施機関)が一括して拠出します。

☞ 第2号被保険者とは、65歳未満の組合員または65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしていない組合員。なお、組合員(65歳以上70歳未満)で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている場合は国民年金第2号に該当しないため、被扶養配偶者は、60歳未満であっても第3号被保険者に該当せず第1号被保険者となる。

9 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」という。）をした場合、婚姻期間中の給料（標準報酬月額）および期末手当等（標準期末手当等）の額（以下「標準報酬総額」という。）を当事者間で分割することができます。

原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に請求を行う必要があります。

なお、平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られます。

退職後の年金分割手続については、共済組合本部へお問い合わせください。

(1) 合意分割

当事者は、協議などにより按分割合（婚姻期間中の標準報酬総額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。）について合意したうえで、年金分割の請求（標準報酬改定請求）を行います。

(2) 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても相手方の標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

施行日以後は、婚姻期間中に2以上の年金制度期間があった場合、請求書を受付けた実施機関が、該当する全ての実施機関に書類を回付し同時に分割することとなります。そのため請求書を実施機関ごとに提出する必要はなくなります。

なお、情報提供においても、他の実施機関の期間における対象期間標準報酬総額を合算して通知します。

☞ 必要書類については、お問い合わせ時に案内します。

☞ 施行日以後に作成された公正証書等に添付されている情報通知書が施行日以後に作成されていない場合は、**無効**となります。

☞ 年金分割の試算は、情報提供時に **50歳以上**の希望者のみ算出することができます。

10 ワンストップサービス

施行日前は、年金の請求手続や年金相談については、共済組合の期間は共済組合へ、厚生年金の期間は日本年金機構へと別々に行っていましたが、施行日後は、本人が希望する各実施機関で年金請求・届出手続の受付ができるようになりました。

ワンストップサービスの主な内容は下記のとおりです。

(1) 年金相談

年金制度・年金加入記録・各種手続に関する照会に対応します。

(2) 年金情報（ねんきん定期便）の提供

詳細については、P38「年金額等のお知らせ」を参照

(3) 年金請求の受付手続

年金請求の受付を行います。2つ以上の被保険者期間を有する場合、他の実施機関にデータ等を回付しますので、同時に請求書を受付したことになります。

ただし、年金の裁定及び支給は、それぞれの実施機関で行います。

ワンストップサービス対象とする年金種別

○老齢厚生年金

（既退職一時金受給者は、該当実施機関が受付をする。）

○遺族厚生年金

（在職死亡の場合は、加入している実施機関が受付をする。）

○離婚時の年金分割請求

 障害厚生年金については、初診日において加入している実施機関が受付することが原則となっていますので、ワンストップサービスの対象外となります。

(4) 年金受給権者の届出手続

各種届書等を各実施機関共通とし、届書等の受付をします。

ワンストップサービス対象とする届書（以下届書等は一部です。）

○年金受給権者氏名変更届 ⇒ 氏名を変更する場合

○年金受給選択申出書 ⇒ 年金受給権が複数ある場合

○年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書 等

 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書や障害給付、退職一時金に関する届書等ワンストップサービス対象外の場合もありますので、事前に各実施機関（裏表紙）にお問い合わせください。

11 年金額等のお知らせ

(1) 年金見込額

ア ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員及び年金待機者の方に、毎年1回、誕生月の末日頃に年金加入期間や老齢年金の見込み額などに関する情報を送付しています。

- ☞ 組合員に送付しています。(原則、公立学校共済組合本部より送付しますが、送付時期によっては、以前の加入機関から送付されることもあります。)
- ☞ 年金待機者の方には、原則として日本年金機構より送付されます。
- ☞ 35歳、45歳、59歳の方には封書で、それ以外の年齢の方にはハガキで届きます。

<ねんきん定期便で確認できること>

- ・基礎年金番号 (年金等に関するお問い合わせの際に必要です。)
- ・年金加入期間 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入期間)
- ・50歳以上の方 老齢年金の種類と見込額(現在の加入条件で60歳まで加入していたと仮定し、計算した1年間の受取見込額)
- ・50歳未満の方 これまでの加入実績に応じた年金額(年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入実績に応じた年金見込額)

イ インターネット

『地共済年金情報WEBサイト』(<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>)年金記録、年金見込額、保険料納付額等を上記ウェブサイトで確認することができます。(基礎年金番号等を登録後、2～3週間後にユーザID通知書が届きますので、そのIDを利用してログインしてください。)

※下記の方についてはご利用いただけません

一時金全額受給期間のみを有する方、退職共済年金・老齢厚生年金の年金受給者の方、離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

(2) 「年金払い退職給付」の積立額を確認できます

年金払い退職給付は、公務員制度の一環として平成27年10月以降に創設された新3階部分の年金制度です。

(旧3階部分である共済年金の経過的職域部分は廃止されました。)

毎年7月に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。

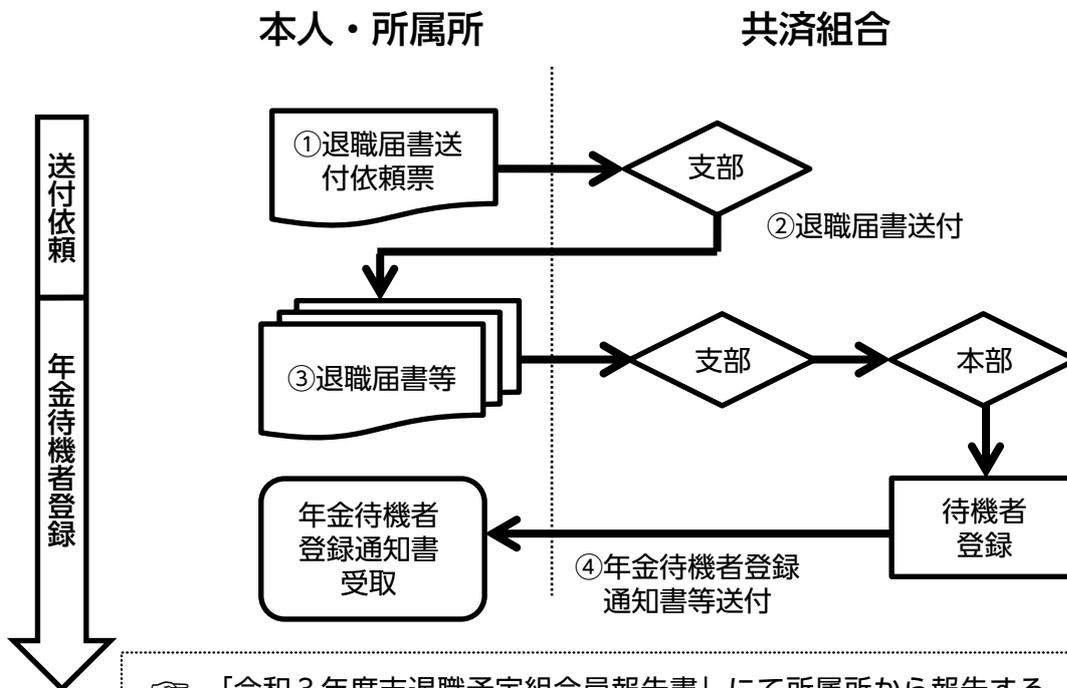
12 年金待機者登録の流れ

年金待機者登録とは、「組合員期間が1月以上あり、退職時に年金請求の資格を満たしていない人」が、将来の年金受給に備え、共済年金の組合員期間を年金待機者として登録することをいいます。待機者登録をするためには、「退職届書」を提出する必要があります。

各組合員の生年月日にあわせて年金受給権が発生しますので、年金の請求をスムーズに行うためにも、必ず年金待機者登録を行ってください。

- ① 所属所より「退職届書送付依頼票」(HP 事務担当者専用ページ)をFAXで送信してください。
 - ☞ 退職日を確認後に送信してください。
- ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。
- ③ 必要事項を記入・修正の後、私印・公印を押印し提出してください。
 - ☞ 「履歴等証明願」(HP 組合員専用ページ)及び「勤務記録カード(簿)写し」(A4版)も同時に提出
- ④ 「退職届書」記載の住所あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。
 - ☞ 年金待機者登録後、年金受給権が発生するおおむね2～3カ月前(P42参照)に原則として「退職届書」記載の住所宛に年金請求に必要な書類が送付されます。

※退職後に、再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。(P43参照)



- ☞ 「令和3年度末退職予定組合員報告書」にて所属所から報告する場合は、①の手続は不要
- ☞ 住所や氏名の変更があった場合は、届出が必要です。④に同封の「年金待機者異動報告書」に必要事項を記入し、異動事由に応じた書類と併せて、当共済組合本部に提出してください。「年金待機者異動報告書」は、当共済組合ホームページからもダウンロードできます。

令和〇〇年 △月××日

退職日以降の日付

県教育委員会教育長 様

所 属 所 △△ 小学校

組合員証番号 1 2 3 4 5 6

職 名 教諭

氏 名 公立 太郎

生 年 月 日 昭和平成 △△年 4月 1日

履歴等証明願

このことについて、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付の請求に必要ですので、証明をお願いします。

履歴等証明願は公立学校共済組合和歌山支部のHPからダウンロードできます。
URL (<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>)

※市立（町立）の幼稚園・こども園・高等学校、または和歌山県立医科大学等は、こちらの履歴等証明願の提出は不要です。

13 年金に関する手続の流れ

年金を受給するためには、年金を請求しなければなりません。年金は大きく分けて3つの事由により支給されますが、年金決定の手続の流れはそれぞれの事由により異なります。

(1) 老齢厚生年金

老齢厚生年金の請求のためには、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の提出が必要です。

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」は、年金支給開始年齢に到達する月のおおむね2～3カ月前（表2参照）に最終的に加入している実施機関（国民年金除く。）より送付されます。

年金待機者登録を行っていれば、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されるので、必ず事前に「退職届書」を提出していることが必要です。

・送付時期（最終加入実施機関が公立学校共済組合の場合）

表2

生年月日	4/2～5/1	5/2～6/1	6/2～7/1	7/2～8/1
送付時期	1月末	2月末	3月末	4月末
生年月日	8/2～9/1	9/2～10/1	10/2～11/1	11/2～12/1
送付時期	5月末	6月末	7月末	8月末
生年月日	12/2～1/1	1/2～2/1	2/2～3/1	3/2～4/1
送付時期	9月末	10月末	11月末	12月末

☞ 支給開始年齢になると送付されますので、退職して初めての誕生日に「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が、必ずしも送付されるわけではありません。

☞ 在職中の方は、年金受給権発生月に和歌山支部より所属所あて、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を送付します。

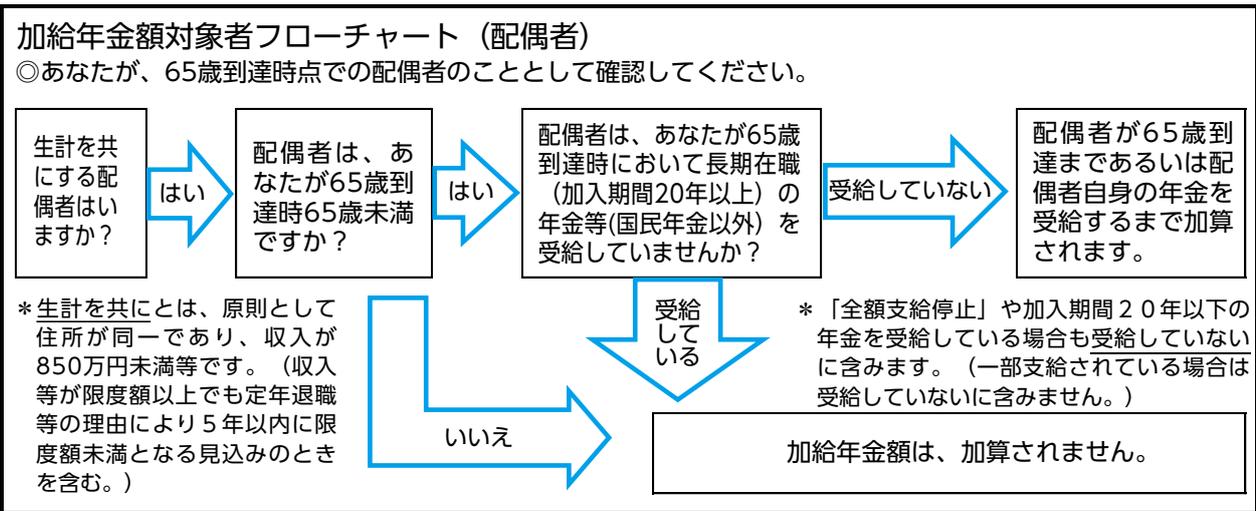
・手続き等については、下記手続一覧を参照してください。

<手続一覧>

年金受給権発生時

勤務状況	一般企業（民間）会社に再就職	公務員として勤務※ ¹	就職していない※ ²
	一般厚生年金被保険者	地共済等 厚生年金被保険者	
年金請求書の送付	日本年金機構から送付	加入している共済組合から 該当者に送付 <small>（公立学校共済組合和歌山支部に加入している方には支部より所属所に送付）</small>	公立学校共済組合 本部から送付
	受給権発生月の 2～3カ月前	受給権発生月の2～3カ月前 <small>（公立学校共済組合和歌山支部に加入している方は受給権発生月）</small>	受給権発生月の 2～3カ月前
請求書提出先	公立学校共済組合または、 日本年金機構各年金事務所に提出	原則 年金請求書の 送付元に提出	公立学校共済組合または、 日本年金機構各年金事務所に提出

- ※¹ 令和2年4月1日以降、臨時的任用職員は公立学校共済組合に加入することになりました。
- ※² 退職後6ヵ月以内に年金受給権が発生する方は、公立学校共済組合和歌山支部から受給権発生月に送付します。



組合員（元組合員）からの提出書類に基づいて、和歌山支部及び共済組合本部の審査を経て年金決定が行われます。

年金決定時に以下の書類が送付されます。

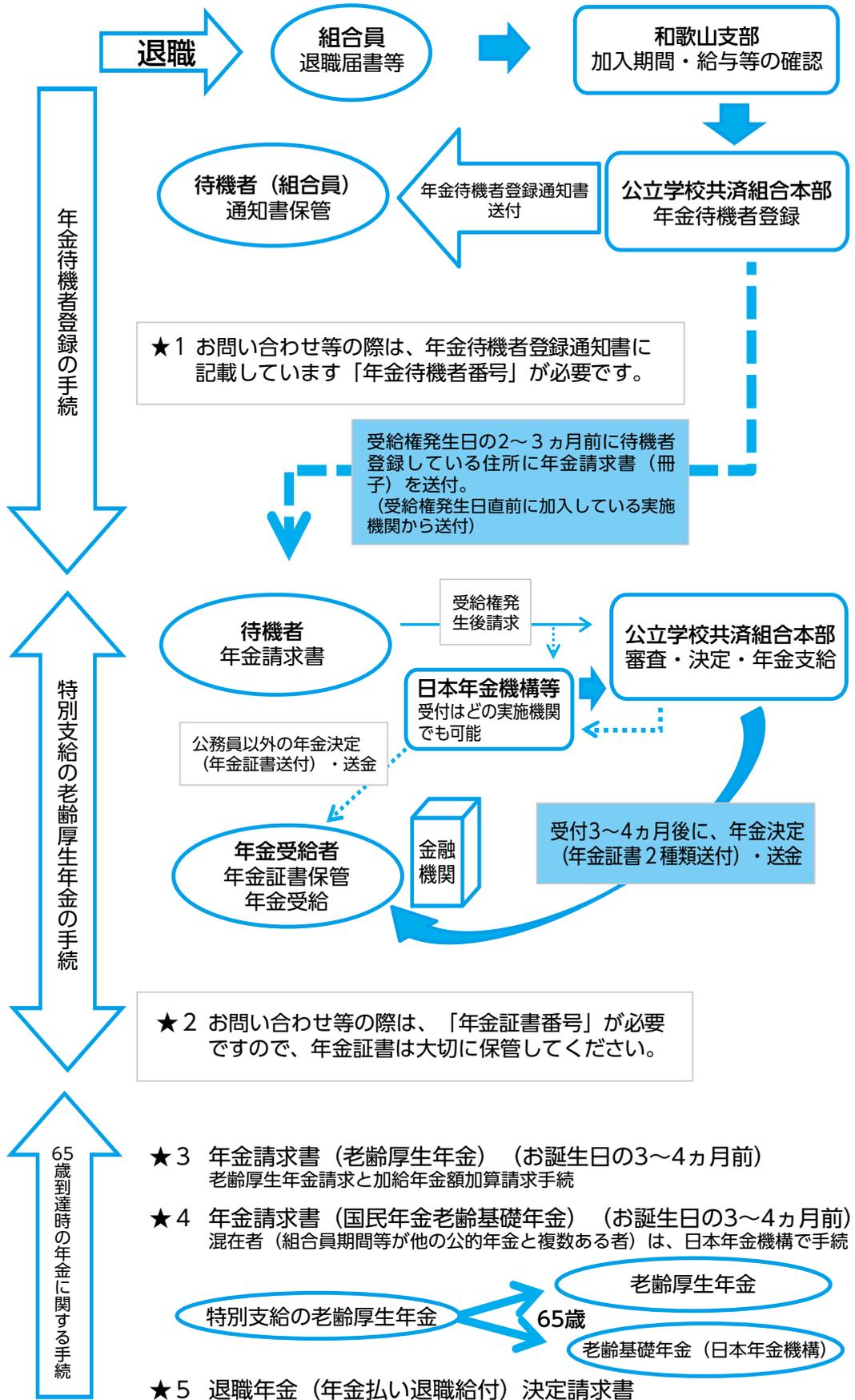
- ★ 年金証書（老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）の年金証書2種類）
- ★ 年金決定通知書
- ★ 年金のあんない

📎 年金決定通知書は、年金証書と一体になっています。

📎 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

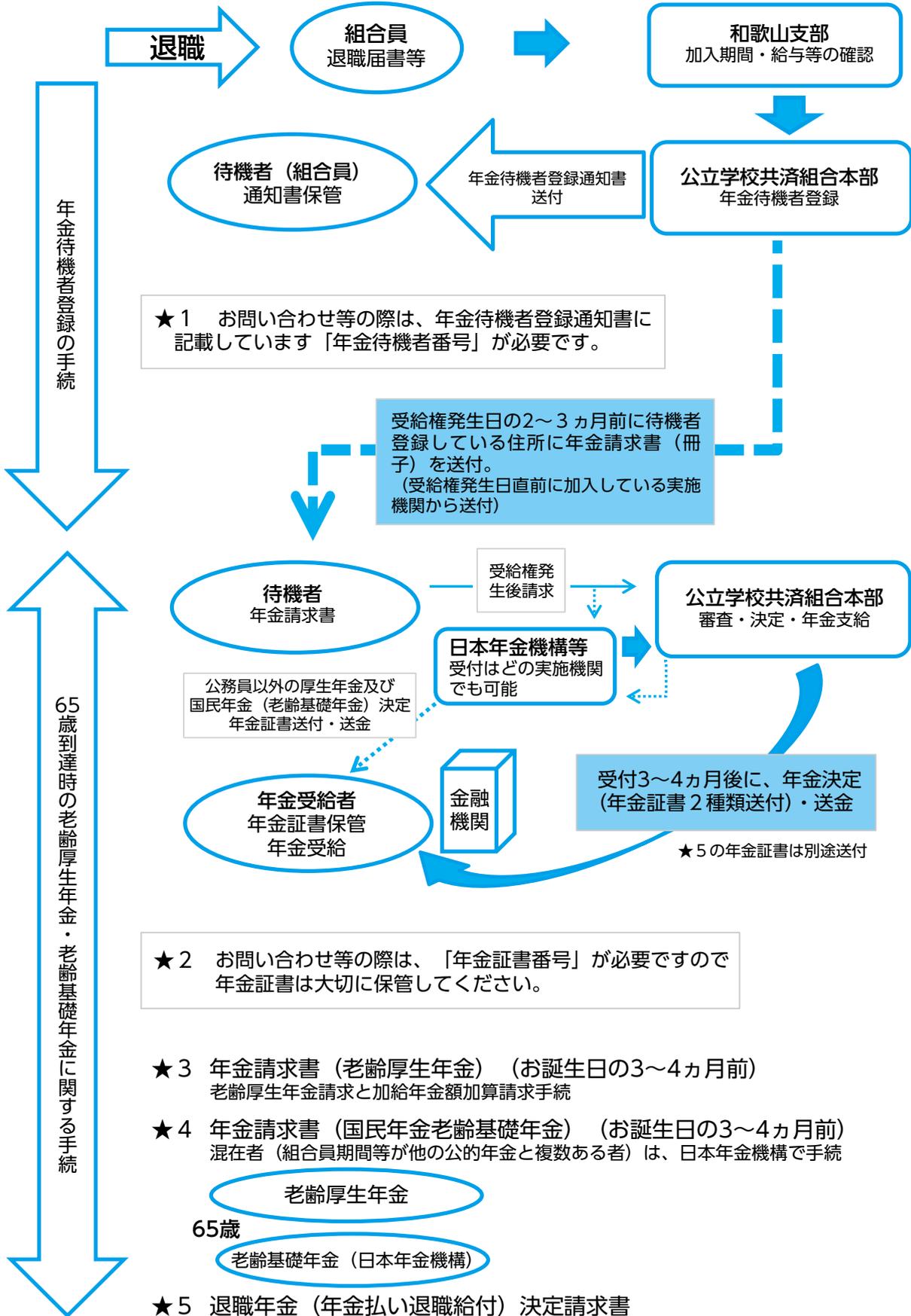
昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方

【退職から年金受給までの手続等の流れ】



共済組合の年金制度

【退職から年金受給までの手続等の流れ】

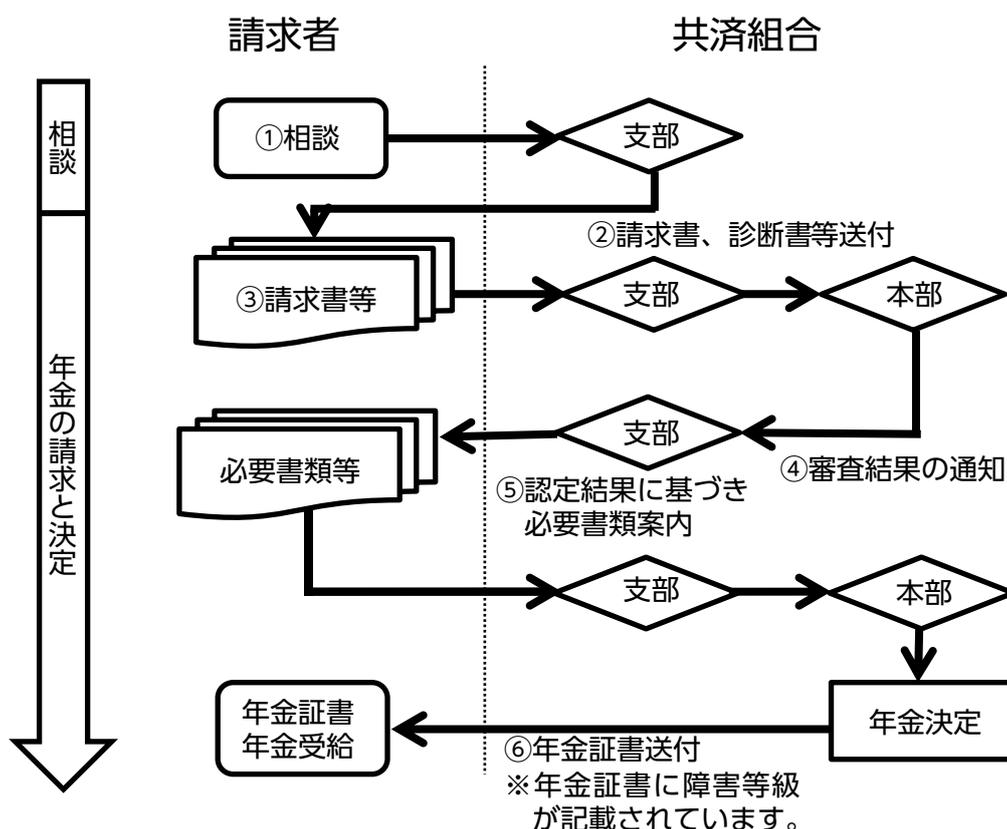


(2) 障害厚生（共済）年金

<障害厚生年金の手続の流れ>

- ① 書類を請求する前に和歌山支部に相談してください。（初診日に注意）
- ② 和歌山支部より年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）、診断書（所定の用紙）等の書類を送付します。
- ③ 年金請求書、診断書、戸籍謄（抄）本等、必要書類を和歌山支部に提出します。
- ④ 和歌山支部から本部に書類を送付し、共済組合本部の専門医による審査後、その結果が和歌山支部に通知されます。
- ⑤ 認定結果に基づき追加の必要書類を案内します。
- ⑥ 共済組合本部にて給付が決定され、年金証書が送付されます。

☞ 認定等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。



(3) 遺族厚生（共済）年金

年金受給者あるいは年金待機者が死亡した場合は、死亡した方の年金証書記号番号又は基礎年金番号を確認し、いずれかの実施機関（日本年金機構、共済組合等）に連絡してください。

遺族厚生（共済）年金を受給する際には、お亡くなりになられた元組合員の年金証書が必要となりますので、必ずご家族で年金証書の保管場所を共有しておいてください。

なお、現職中の組合員が死亡した場合、支給要件に該当する遺族の有無を事前に確認し和歌山支部に連絡してください。必要書類等は請求書類送付時にご案内します。

死亡した者	連絡先
元組合員 (年金受給者あるいは年金待機者)	いずれかの実施機関 (日本年金機構、共済組合等)
現職の組合員	和歌山支部 年金班

(4) 年金払い退職給付

65歳になる誕生日の数ヵ月前に、共済組合本部から退職年金（年金払い退職給付）決定請求書がご自宅あて送付されます。(P30 参照)

なお、提出先は公立学校共済組合本部になります。

14 年金受給後に手続が必要となる場合

手続先と必要な書類について、原則として共済組合本部または和歌山支部にお問い合わせください。手続に必要な書類は、電話または郵便で請求をお願いします。

一部の書類は、共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号（または基礎年金番号）、氏名をお願いします。

(1) 住所、氏名または金融機関の変更をするとき

住所の変更 ⇒原則 手続不要

住所を変更したときは、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を利用して住所が変更されますので、原則として届出は不要です。住所変更の処理は、5カ月程度の期間を要するので、郵便局に郵便物の転送手続を行ってください。

以下の場合、住所変更の手続が必要となりますので、共済組合本部に連絡してください。

●外国に居住している方

●成年後見を受けている方

氏名の変更

変更後の氏名を記入して届け出てください。

届出方法 ⇒ 「年金受給権者氏名変更届」・「年金証書」を提出してください。

公立学校共済組合支給の年金受取金融機関の変更

「年金受給権者受取機関変更届」を送付しますので、共済組合本部または和歌山支部に連絡してください。

☞ 提出時期により、次の送金日までに変更処理が間に合わない場合があります。

☞ 変更後の金融機関口座に送金が確認されるまで、変更前の金融機関口座を解約しないようにお願いします。

(2) 再就職したとき（議員になったときも含む。）

共済組合の組合員（当和歌山支部を含む）となったとき

届出方法 ⇒ 年金受給権者再就職届書・年金証書

厚生年金被保険者となったとき（私立学校の教職員、民間会社等への勤務など）

届出方法 ⇒ 原則として届出は不要

国会議員、地方議会議員となった（辞めた）とき

届出方法 ⇒ 「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出してください。

☞ 議員事務局等から情報提供される場合は、届出不要です。詳細は所属の議員事務局等にお問い合わせください。

(3) 年金受給者に一身上の異動があったとき

お亡くなりになったとき

老齢厚生年金または障害厚生年金等を受けている方がお亡くなりになったときは、これらの年金が受けられなくなりますので、速やかに連絡してください。

1 カ月以上所在が明らかでないとき

老齢厚生年金または障害厚生年金を受けている方の所在が1 カ月以上明らかでないときは届出が必要ですので、共済組合本部に連絡してください。

(4) 年金証書をなくしたとき

年金証書を紛失または破損したとき

「年金証書再交付申請書」を送付しますので、共済組合本部に連絡してください。様式は共済組合本部のホームページからもダウンロードすることができます。

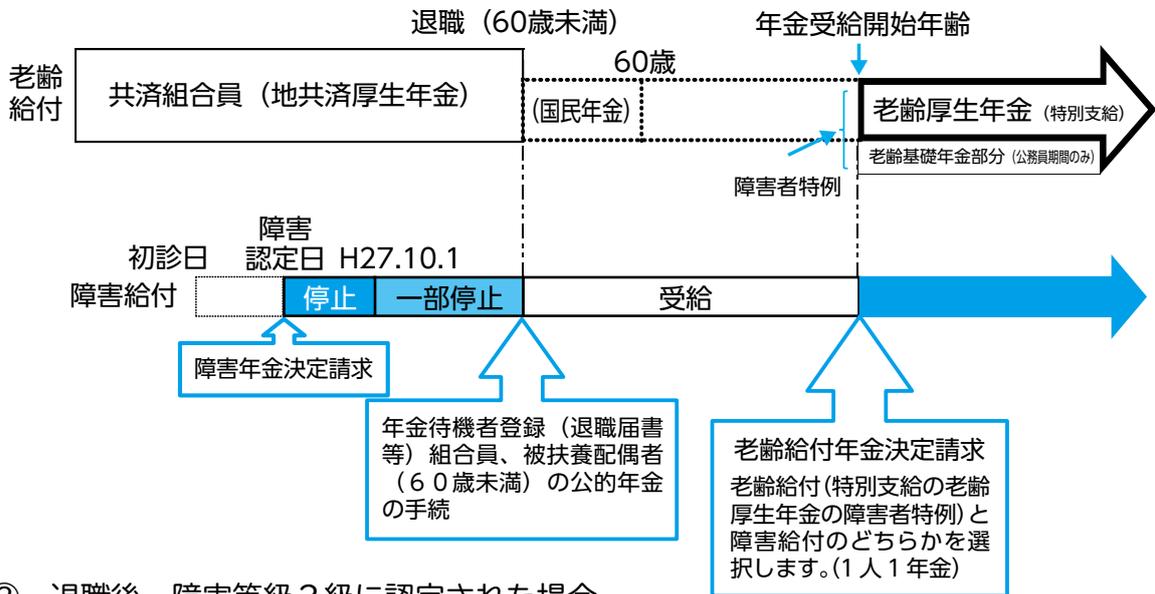
破損により再交付を申請するときは、「年金証書再交付申請書」に破損した年金証書を添付してください。

15 2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続

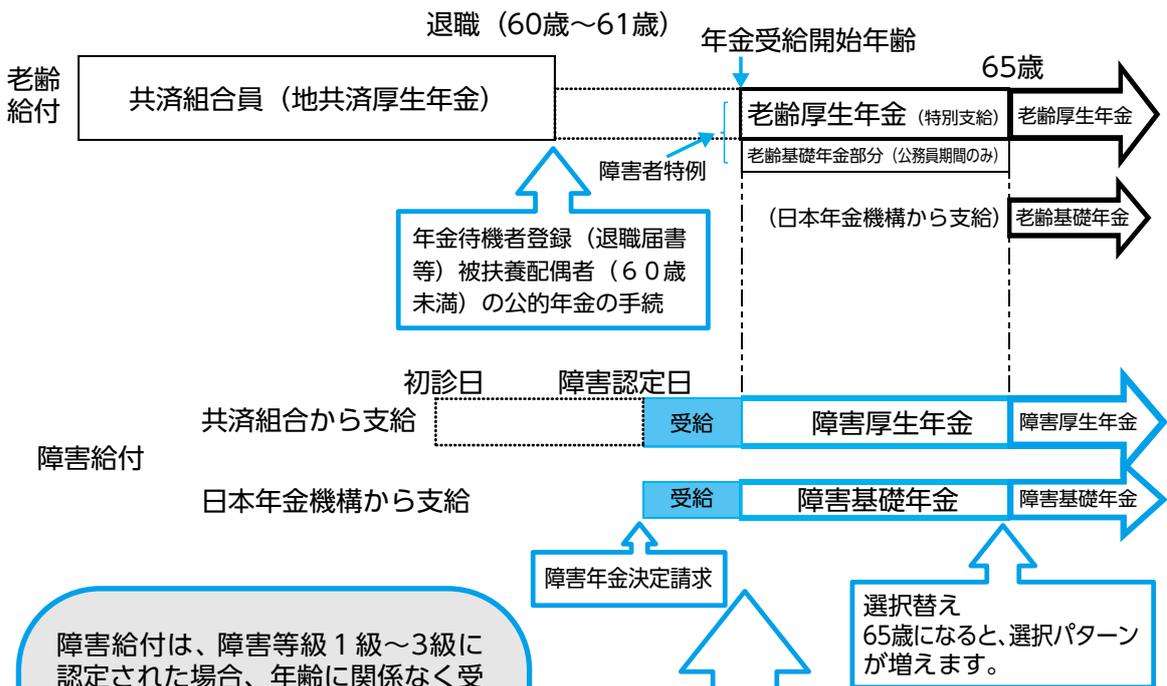
【障害給付と老齢給付の選択】

① 現職中に障害等級 3 級に認定された場合

※特別支給の老齢厚生年金の特例は、昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの人が対象です。



② 退職後、障害等級 2 級に認定された場合



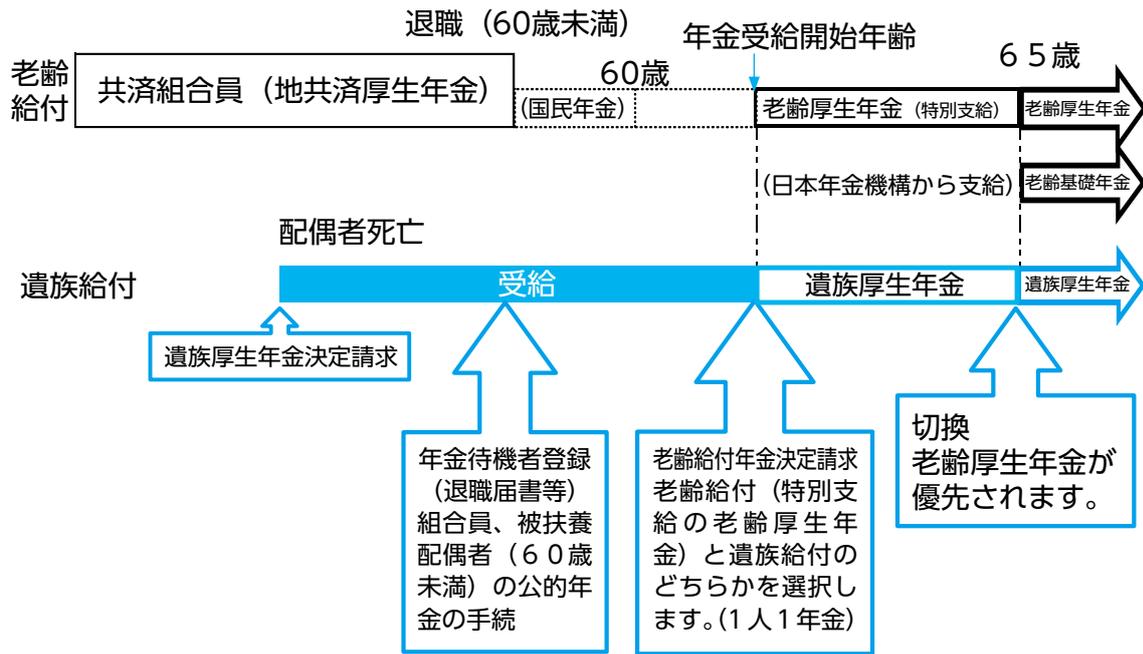
障害給付は、障害等級 1 級～3 級に認定された場合、年齢に関係なく受給することができます。ただし、老齢給付の受給開始年齢に到達した時は、老齢給付と障害給付のどちらかの選択となります。2 級以上に認定された場合、65 歳に到達した時、下記の3つよりの選択となります。

- ①老齢給付 (老齢厚生年金・老齢基礎年金)
- ②障害給付 (障害厚生年金・障害基礎年金)
- ③老齢厚生年金と障害基礎年金

老齢給付年金決定請求 老齢給付 (特別支給の老齢厚生年金の障害者特例) と障害給付 (障害厚生年金と障害基礎年金) のどちらかを選択します。(1人1年金)

障害認定は初診日の確定に苦慮することが多く、認定に相当の時間がかかります。必要な診断書等は、事前にお問い合わせください。

【遺族給付と老齢給付の選択】



65歳に到達した時、老齢厚生年金が優先されますが、遺族厚生年金の年金額が、老齢厚生年の年金額を上回る場合は、その差額を遺族厚生年金として受給することとなります。(老齢厚生年金・老齢基礎年金と差額分の遺族厚生年金)

16 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算

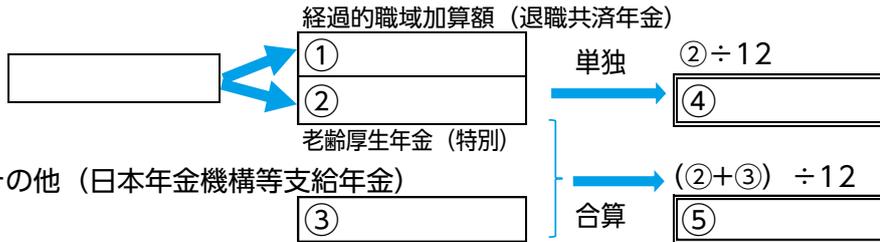
年金受給者の在職停止（年金停止額）

P33記載のとおり再就職した場合、年金の全額または一部が支給停止となりますので、下表チャートをご活用ください。

☆年金月額・標準報酬月額等を計算してください☆

年金月額（受給している年金額を記入してください）

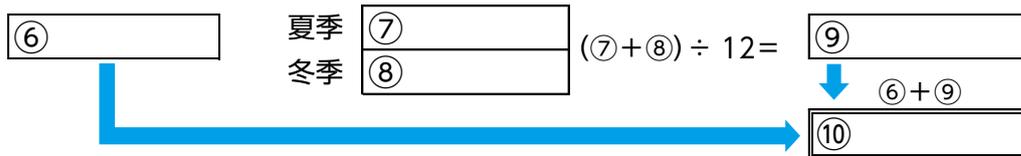
- 共済組合から支給の年金



- その他（日本年金機構等支給年金）

標準報酬月額等（再就職先の報酬月額等を記入してください）

- 毎月の給料（賃金）に係る標準報酬月額
- 過去一年間の期末手当（賞与）に係る標準期末手当等（賞与）の額



☆再就職先の年金制度に応じて停止額を計算してください☆



令和4年4月1日から改正 P54 参照

(例) 65歳未満 年金月額28万円以下かつ標準報酬月額等が47万円以下の場合

再就職先の年金制度		年金停止額（年額）
A	一般（民間等）・ 私学共済厚生年金加入	$(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 28 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$ $(\text{④or⑤} + \text{⑩} - 28 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$
B	国・地共済（再任用等） 厚生年金加入	$\{(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 28 \text{ 万円}) \div 2 \times 12\} + \text{経過的職域加算額}$ $\{(\text{④or⑤} + \text{⑩} - 28 \text{ 万円}) \div 2 \times 12\} + \text{①}$
C	年金制度加入しない （非常勤講師等）	調整なし

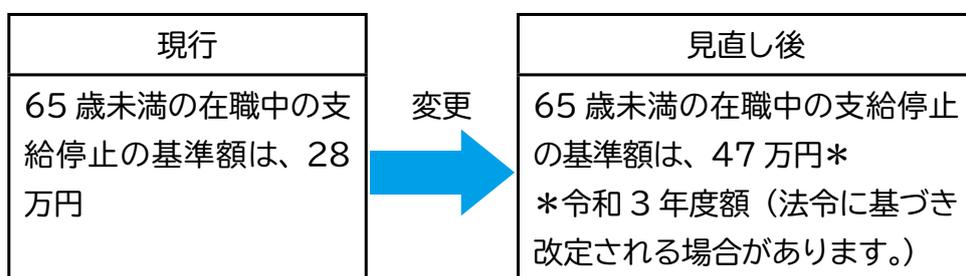
※ 65歳未満 年金月額 28万円以下かつ標準報酬月額等が 47万円超の場合、65歳以上の場合等の支給停止額は、P33を参照し計算をしてください。

令和4年4月1日から年金制度が変わります

改正の趣旨

この法律は、より多くの方がこれまでより長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるためのものです。年金制度に関する主な改正の概要は以下のとおりです。

- 1 在職中の特別支給の老齢厚生年金の支給見直し（現行の制度については、P33を参照）**
60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます。



65歳未満も
以上も支給停止
の基準額は、
47万円*

支給停止額の計算

$$\text{支給停止額} = \text{標準報酬月額等} + \text{年金月額} - 47\text{万円} \times 1/2 \times 12$$

例 下記のケースに於ける『支給停止額』を計算します。

- | | |
|-----------------|------|
| ①毎月の給料 | 30万円 |
| ②過去1年間のボーナス等の合計 | 72万円 |
| ③年金月額 | 12万円 |

(年金月額には老齢基礎年金は入りません。)

『標準報酬月額等』をもとめます。

$$\{(30\text{万円}^{\text{①}} \times 12\text{ヶ月}) + 72\text{万円}^{\text{②}}\} \div 12 = 36\text{万円}$$

『支給停止額』は

$$(36\text{万円} + 12\text{万円}^{\text{③}} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12 = 6\text{万円}$$

よって一部支給される年金額は

$$(12\text{万円}^{\text{③}} \times 12\text{ヶ月}) - 6\text{万円} = 138\text{万円} (= \text{月額: } 11.5\text{万円})$$

2 受給開始時期の選択肢の拡大（現行の制度については、P24、P25、P26を参照）

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢が、60歳から75歳の間拡大されます。

(1) 繰下げ支給の受給開始時期拡大

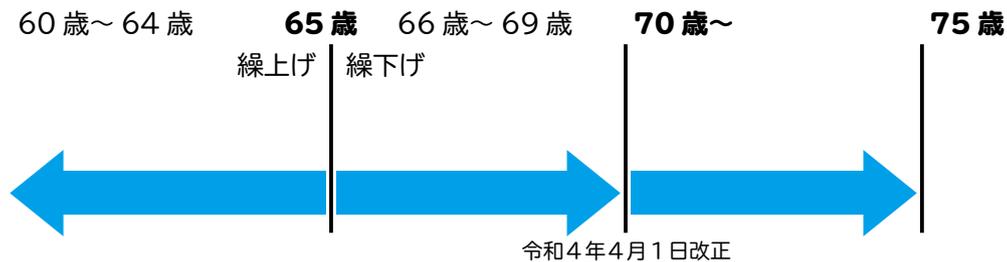
昭和27年4月2日以降生まれの者に適用

公的年金の受給開始時期が、現行66歳から70歳の間を選択することができるのを66歳から75歳の間で選択可能になります。

(2) 繰上げ支給の減額率変更

昭和37年4月2日以降生まれの者に適用

減額率は現行1月当たり0.5%ですが、0.4%に変更されます。



★60歳から75歳の間で選択可能となります。

変更のポイント	繰上げ支給の場合	繰下げ支給の場合
事項	繰上げ支給の場合	繰下げ支給の場合
対象者	令和4年4月1日以降60歳に到達する者 (昭和37年4月2日以後生まれ)	令和4年4月1日以降70歳に到達する者 (昭和27年4月2日以後生まれ)
対象期間	60歳～64歳	66歳～75歳
減額率	減額率1月当たり	増額率1月当たり
増額率	0.5% → 0.4%	0.7%

★繰上げ支給制度とは…P24参照

60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に年金の請求を行い、老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。

ただし、年金額は繰り上げた月数に応じて減額され、減額は生涯続きます。また、老齢基礎年金・他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求をしなければなりません。(すべて減額支給です。)

なお、在職中は繰上げ支給の老齢厚生年金についても支給停止されます。

★繰下げ支給制度とは…P25参照

65歳到達時点で本来支給の老齢厚生年金の請求をせず、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰り下げた月数に応じて増額した年金を受給することができます。ただし、繰下げ請求をするまでの間に年金の支給・加給年金額の支給もありません。

年金払い退職給付の退職年金の繰下げ年齢上限についても同様に引上げとなります。P31参照

